

財産の処分につき議決を求めることについて

下記の財産を処分するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び東近江市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年東近江市条例第 65 号）第 3 条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成 29 年 11 月 30 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

- 1 財産の種類及び数量 八日市駅前商業開発株式会社普通株式 400 株
- 2 処 分 金 額 20,000,000 円
- 3 処 分 の 相 手 方 滋賀県彦根市西今町 1 番地
株式会社平和堂
代表取締役 夏原 平和